

インターネットと人権

令和4年6月現在

(通信関連4団体) 違法情報等対応連絡会 主査
プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 顧問

桑子 博行

世界中から情報入手

世界の人と
コミュニケーション



宿泊や交通機関の予約

インターネットで 広がる世界

音楽・ビデオ・ゲームも
楽しめる



情報発信の主人公

ショッピングや
オークション



居場所・安否確認

参考：日本におけるインターネットの歴史

- 1984 日本におけるインターネットの始まり（実験的に大学を結ぶ）
- 1992 インターネットサービスプロバイダ（ISP）がサービスを開始
- 1994 日本で初めてのダイヤルアップIP接続サービスを開始
- 1999 ADSLが登場 携帯電話のインターネットサービスが開始
- 2000 「Google」が日本語による検索サービスを開始
- 2003 家庭向けの光回線が登場
- 2004 日本におけるSNSの誕生（mixi、Amebaブログ、GREE）
- 2005 動画共有サイト「YouTube」がサービス開始
- 2008 「iPhone」が発売 「Facebook」、「Twitter」がサービスを開始
- 2010 「iPad」が発売
- 2012 「LINE」がサービス開始
- 2015 「Apple Watch」が発売

スマートフォン（スマホ）が世界を変えた！

1台で、ネット接続・音楽プレーヤー・携帯電話・電子メール・カメラ・ゲーム・ナビゲーション・動画視聴など

目次

⇒ 1. ネットの現状と誹謗中傷

2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる人権侵害への対策など
7. まとめ・ネット社会の課題

インターネットの利用状況(1)

主な情報通信機器の保有状況・世帯 (令和3年通信利用動向調査の結果、令和4年5月27日)

	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)
・モバイル端末全体	96.8%	97.3%
・スマートフォン	86.8%	88.6%
・パソコン	70.1%	69.8%
・固定電話	68.1%	66.5%

以下、令和3年版 情報通信白書から(令和3年7月30日 総務省公表)

- ・テレビ(リアルタイム)視聴時間(平日1日あたり) **163分**
- ・インターネット利用時間 (平日1日あたり) **168分**

- 2000年以降、テレビの視聴時間は全体で緩やかに減少。他方、インターネットの利用時間は大幅に増加し、特に20代ではテレビ視聴時間と逆転。
- インターネットでは「自分に近い意見に偏って接するため、世論の二極化が進んでいる」という議論があるが、ネットメディアはむしろ人々を穏健化させるとの研究結果もある。

インターネットの利用状況(2)

令和3年通信利用動向調査の結果(令和4年5月27日 総務省公表)

○世帯の情報通信機器の保有状況

モバイル端末全体 97.3%、スマートフォン88.6%

個人保有状況 モバイル端末全体 83.9%、スマートフォン74.3%

○インターネット利用者の割合 82.9%

(13~59歳の各年齢階層で9割を上回っている)

○インターネットの利用端末 スマートフォン 68.3%、パソコン 50.4%

○インターネットの利用目的 SNSの利用 78.7% (60~79歳の伸びが大きい)、
電子メールの送受信 75.8%、情報検索 75.1% の順

○インターネット利用で感じる不安 71.9% が不安を感じている

個人情報やインターネット利用履歴の漏えい、コンピュータウイルスへの感染、
架空請求やインターネットを利用した詐欺 など

SNSをきっかけに犯罪に巻き込まれた子どもの人数

2021年にSNSをきっかけに犯罪に巻き込まれた 18歳未満の子どもは1812人

(警察庁まとめ)

犯罪の罪種別では

淫行など青少年保護育成条例違反の665人が最多、児童ポルノ657人、
児童買春336人など

被害者の 約9割が高校・中学生で、小学生も83人いた。

犯罪に巻き込まれた子どもが利用していたサイト

- ツイッター 668人
- インスタグラム 350人
- Yay! 113人
- KoeTomo 71人
- TikTok 52人
- その他 558人

インターネット上の誹謗中傷等の事例

- ✓ テレビ番組の出演者がSNSで誹謗中傷を受けた事件
- ✓ あおり運転事件で無関係の女性のデマ情報が流された事件
- ✓ 女児が行方不明になった母親が誹謗中傷を受けた事件
- ✓ コロナ陽性者に対する誹謗中傷 など多数

(注) 誹謗中傷とは、他人を悪く言う「誹謗」と、ありもしないことを言って他人の名誉を傷つける「中傷」を合わせた言葉。
インターネット上の匿名掲示板やSNS、口コミサイトなどを通じ、根拠のない悪口が加速度的に広がっている。

ネット上の誹謗中傷、なぜ起きるのか

ネットの現状

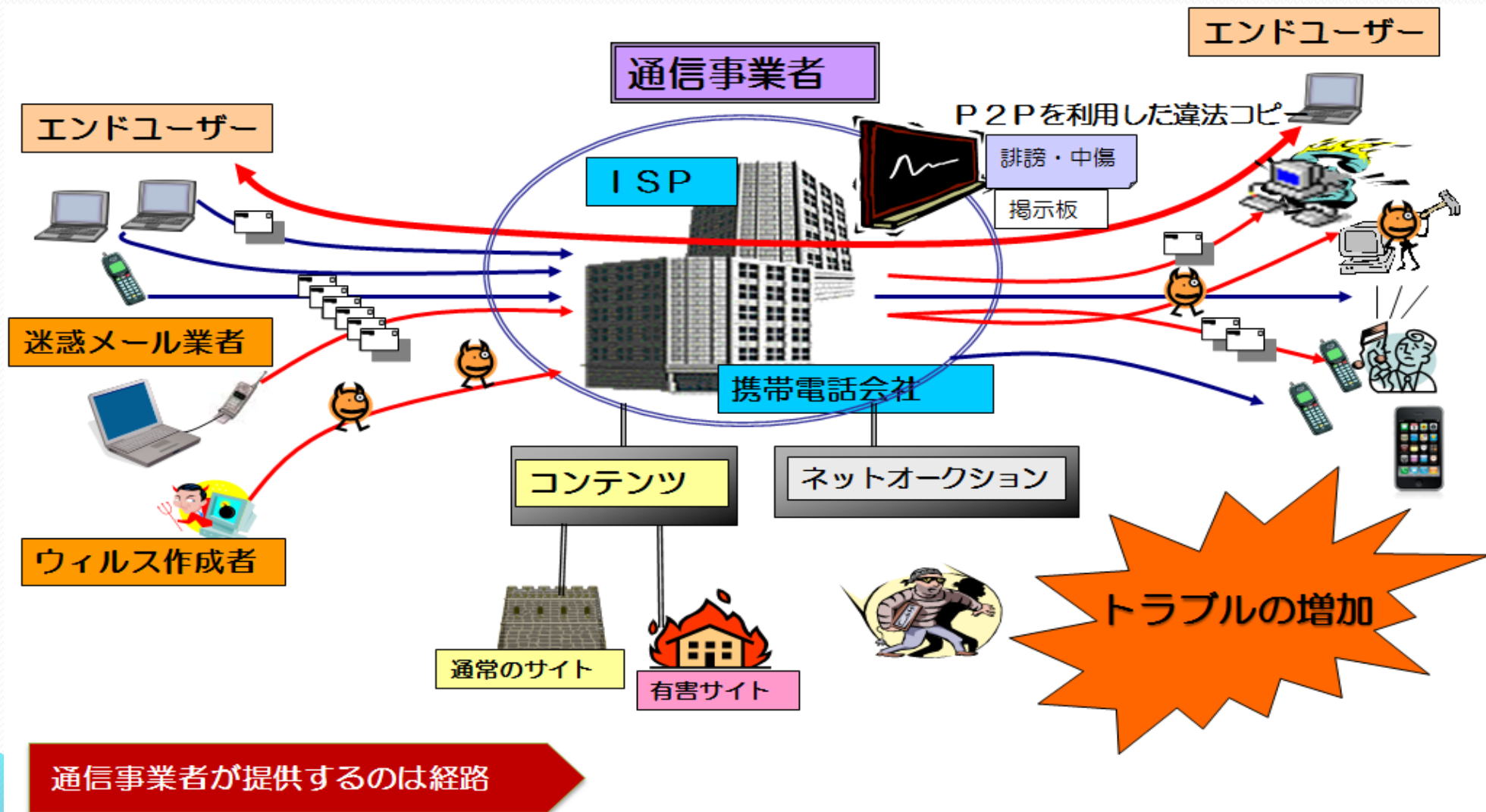
- ✓ ネット上で批判の炎が大きくなっている
- ✓ ネットでは自分と違う立場の人間を徹底的に排除する動きが激しくなっている

ネットでの言論はなぜ激しくなりがちなのか

- ・ ツイッターでは価値観の近い人をフォローすることが多く、異なる価値観にふれにくい
- ・ 怒りや嫌悪の感情が連鎖して拡大していく
- ・ 自分の正義が絶対だと思うのは危険で、正当性を疑う努力が必要

1. コンプレックスと嫉妬
2. 日頃のストレスやうっぷんを晴らしている
3. ゆがんだ正義感を持っている
4. 自分の優位性を確保したい
5. 愉快犯
6. 匿名性と集団心理によるエスカレート

インターネットのビジネスについて



目次

1. ネットの現状と誹謗中傷

⇒ 2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み

3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて

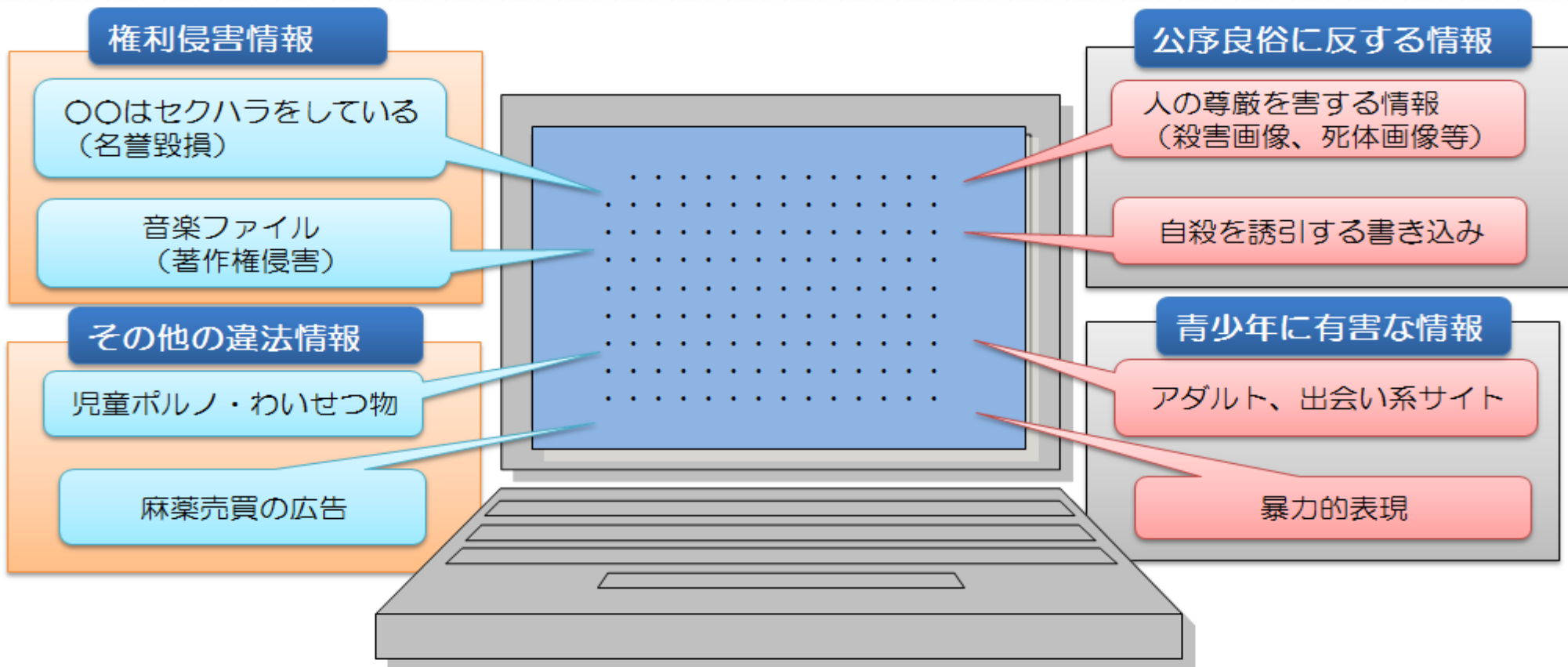
4. プライバシー等をめぐる動きなど

5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について

6. インターネットによる人権侵害への対策など

7. まとめ・ネット社会の課題

インターネット上の違法・有害情報



- 権利侵害情報・その他の違法情報・・・・・・・・・・発信者に法的責任あり
- 違法ではない情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・発信者に法的責任なし

プロバイダ等による自主規制

違法有害情報対策の基本的な視点

- 憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 電気通信事業法

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信（略）の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。



・表現の自由の保障
・通信の秘密の確保



・被害者の救済
・情報流通の適正さの維持確保

<バランス>



インターネット上の違法有害情報対策の基本的な視点

通信業界における違法・有害情報対策の取り組み

総務省「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」報告書より作成

①権利侵害情報

- 権利侵害情報（名誉毀損、知的財産権侵害等）の削除に関する法的責任の整理
- 権利侵害情報か否かの判断を支援する行動指針

○プロバイダ責任制限法
○関係ガイドライン

違法な情報

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 責任なし
- 違法か否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「警察等からの削除依頼に基づく削除手続」に関する指針の策定により削除を支援

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

②その他の違法な情報

③公序良俗に反する情報

- 削除に関する法的責任の整理
 - ➡ 契約に基づく場合は責任なし
- 公序良俗に反するか否かの判断を支援する方策
 - ➡ 「業界団体のモデル約款に公序良俗違反の情報を例示列挙する」等により削除を支援

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

違法でない情報

- 有害か否かは受信者により異なるため、削除に関する法的責任を一律に整理することは困難
 - ➡ 受信者によるフィルタリング利用を促進するため、「プロバイダによるフィルタリングサービス提供の在り方」を検討

フィルタリング普及啓発アクションプラン

④青少年に有害な情報

インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

(平成18年11月策定、平成26年12月最終改訂)

- 違法な情報に関する判断基準や、警察等の第三者機関による違法性の判断を経て行う対応手続きなどを取りまとめ

○電子掲示板の管理者等による違法な情報への対応

- 1 わいせつ関連法規
- 2 薬物関連法規
- 3 振り込め詐欺関連法規
- 4 貸金業法関連法規
- 5 その他の法規

電子掲示板の管理者等
自らが違法性を判断



送信防止措置等の対応

○第三者機関による違法性の判断を経て行う違法な情報への対応

警察機関 又は 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関 および
インターネット・ホットラインセンター

○書式

- 警察機関からの送信防止措置依頼
- 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策関係機関からの送信防止措置依頼
- ホットラインセンターからの送信防止措置依頼

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

第1条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノもしくは・・・
：
- (20) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第2条（契約者の関係者による利用）

第3条（情報等の削除等）

第4条（児童ポルノ画像のブロックング）

第5条（青少年にとって有害な情報の取扱いについて）

第6条（連絡受付体制の整備について）

第7条（利用の停止）

第8条（当社からの解約）

第9条（関連法令の遵守）

（注）「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」も策定

契約約款モデル条項 第1条 禁止事項(3)差別・誹謗中傷 の解説から

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説 より抜粋

第1条（禁止事項）

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ・具体的には、特定の個人の名誉を損なう内容や侮辱する内容の文章等をホームページ等に掲載する行為、国籍、出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為がこれに該当します。
- ・名誉毀損に当たるかどうかについての詳細は、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を参照してください。<http://www.telesa.or.jp/consortium/provider>
- ・他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます。
 - 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(※)を含むいわゆるヘイトスピーチ
 - 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為

※「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」において定義されており、このような差別的言動のない社会の実現が同法の基本理念とされています。

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
- ⇒ 3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる人権侵害への対策など
7. まとめ・ネット社会の課題

「プロバイダ責任制限法」※について

- ◆ インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法益が侵害される情報が流出した際に、
 - ① 電子掲示板の運営者(プロバイダ等)が当該情報を削除等しても(しなくても)免責される基準を明確化
 - ② 被害者が、電子掲示板等の運営者(プロバイダ等)に対し、匿名で当該情報を発信した者の氏名、住所等の情報の開示を求めることができる権利を創設したもの

※正式名称・・・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成14年5月27日施行)

違法情報の削除(法 第3条)



<被害者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていることを知っていたとき
- ② 通常の注意を払っていれば、他人の権利が侵害されていることを知ることができたとき 客観的に考えられるとき

以外は削除しなくても免責

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

<発信者に対する責任>

- ① 他人の権利が侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき
- ② 削除の申し出があったことを発信者に連絡して7日以内に反論がない場合

は削除しても免責

発信者情報開示の概要(法 第4条)

(開示の条件)

- ① 請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること
- ② 損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由があること

特定電気通信役務提供者
(プロバイダ等)



[発信者の意思の確認]

* 開示に応じないことによる損害は、故意または重過失がなければ免責

開示しない場合

被害者

(侵害されたとするもの)

裁判所



発信者

(開示請求の訴え)

「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(平成14年5月)

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン(平成14年5月)

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成29年5月末までに、JASRACから約100万件を超える削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン(平成17年7月)

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン(平成19年2月)

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについて

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの構成

初版	平成14年	5月
第2版	平成16年	10月
第3版	平成23年	9月
第4版	平成30年	3月
第5版	令和4年	1月

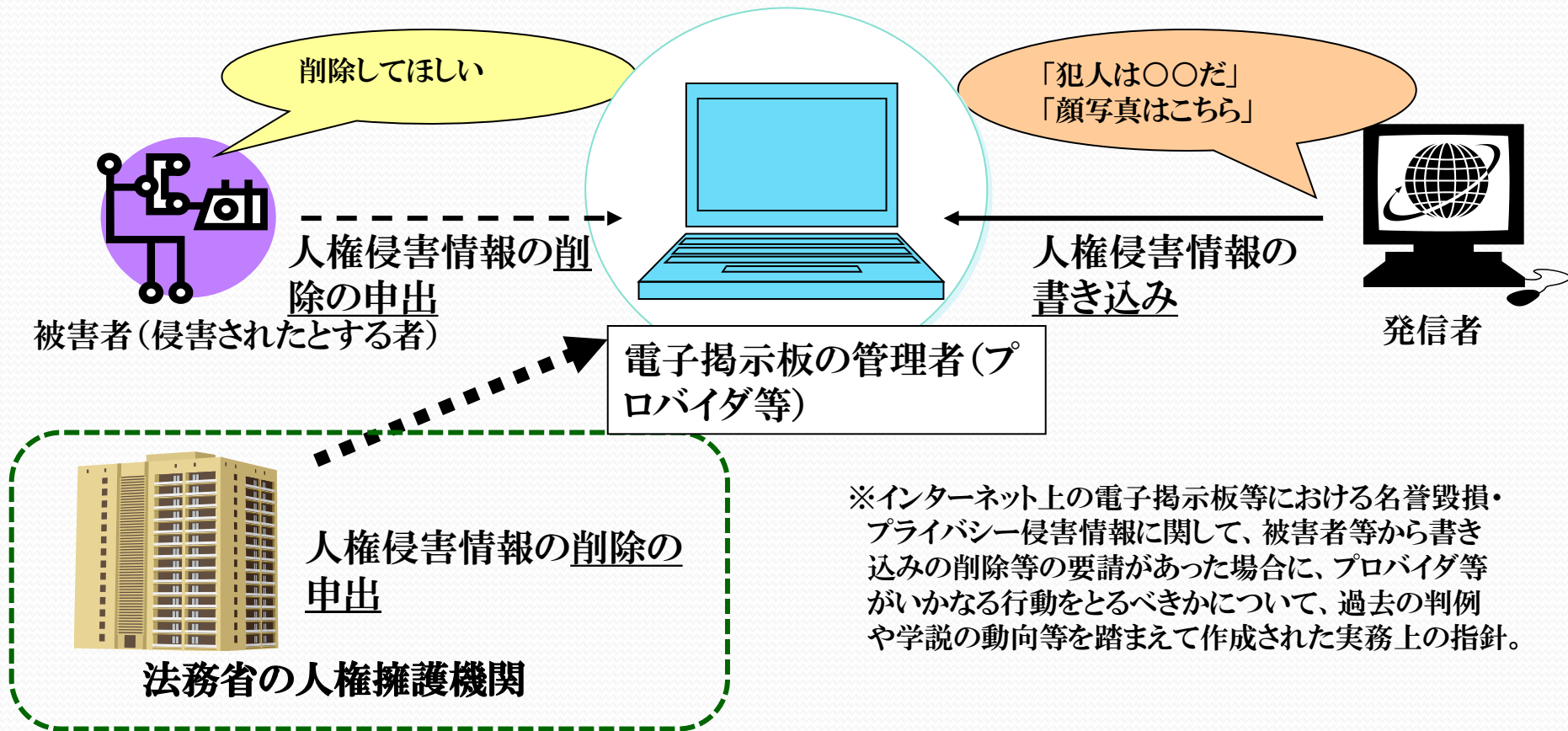
- I ガイドラインの目的及び範囲
- II 送信防止措置の判断基準
 - ・ プライバシー侵害
 - ・ 名誉毀損
- III 送信防止措置を講じるための対応手順
- IV 参考書式
 - ・ 侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

別冊 判例要旨

(第4版で大幅に改訂)

- ・ プライバシー編 60 判例要旨
- ・ 名誉毀損編 42 判例要旨

名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの改訂(平成16年10月)



- ① (これまで被害者のみであった)削除要請の主体に、法務省の人権擁護機関(法務省人権擁護局、各法務局・地方法務局長)を追加
- ② 法務省の人権擁護機関からの削除要請の様式を追加

侵害情報の通知書兼送信防止措置の書式

名誉毀損・プライバシー侵害に対する本人からの依頼書

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名)

印

連絡先 (電話番号)

(e-Mailアドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定伝記通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：（掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等）	
掲載されている情報	例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割り切ったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。	
侵害情報等	侵害されとする権利	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が明らかに侵害されたとする理由（被害の状況など）	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

リベンジポルノ防止法

相手に対する仕返しや嫌がらせ目的で、本人の同意なく性的な写真や動画(私事性的画像記録)などをインターネット等に流通させる行為を罰する法律 (平成26年11月27日)

※ 正式名称「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」

プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除) (第4条)

私事性的画像記録に係る情報の流通による名誉又は私生活の平穩の侵害につき、7日を2日に短縮する特例が盛り込まれている

(被害者死亡の場合には遺族が申出可)

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律の概要

○改正の概要

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑な被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの制度的見直しを行う。

1. 新たな裁判手続の創設
2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し
3. その他

○改正法の構成

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 損害賠償責任の制限（第三条・第四条）

第三章 発信者情報の開示請求等（第五条—第七条）

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条—第十八条）

附則

プロバイダ責任制限法・改正法の概要(1)

改正法について

- 令和3年(2021年)4月21日に参議院本会議で可決、成立
- 施行日： 令和4年(2022年)10月1日

- 改正法のポイント：
 1. いわゆるログイン情報が発信者情報となることを明文化
 2. 新たな裁判手続の創設

- 施行規則の概要
 - ① 発信者情報の定義に係る事項
 - ② 侵害関連通信及び特定発信者情報に係る事項
 - ③ 提供命令に係る事項

プロバイダ責任制限法・改正法の概要(2)

1. ログイン情報について

○現行法の問題

- ・ 現行の発信者情報開示制度は、他人の権利を侵害するような情報に関する通信のIPアドレス等を通じて、発信者を特定することを想定
- ・ 昨今は、海外のSNSを中心に、侵害情報のログが残らない事例が頻発
- ・ そのため、被害者側は侵害情報そのものではない、SNSサービスにログインする時の情報（ログイン情報）に関する通信のIPアドレスの開示を求める

○上記の問題を解決すべく、改正法にログイン等に関する情報が発信者情報に含まれることが明記された

○特定発信者情報の創設（新5条1項）

- ・ 特定発信者情報：発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるもの
(ログイン、ログアウトの通信に係る情報、アカウント作成・削除、SNS認証等の認証通信に係る情報が含まれる)

プロバイダ責任制限法・改正法の概要(3)

2. 新たな裁判手続の創設

(1) 現行法の課題

- ・ 発信者を特定するために、①コンテンツプロバイダから仮処分決定によりIPアドレス等の開示を受け、それにもとづき、②アクセスプロバイダに対して開示請求訴訟を提起するという2回の裁判をする必要
- ・ プロバイダが保有しているIPアドレスの保存期間を過ぎ、消去されてしまう問題

(2) 改正法では、以下の3つの命令を求める申立てを一体的な手続として取扱い発信者を特定すべく、新たな裁判手続が創設された

① 発信者情報開示命令 (新8条)

- ・ 現行の発信者情報開示を命ずる裁判に相当する

② 提供命令 (新15条)

- ・ 裁判所がコンテンツプロバイダに対し、アクセスプロバイダに関する情報を請求者に提供するように命ずるもの

③ 消去禁止命令 (新16条)

- ・ 開示が求められている発信者情報の消去禁止を命ずるもの

プロバイダ責任制限法・改正法のメリット

改正法が施行されると。。。

- ✓ 誹謗中傷などの被害者が加害者の責任を追及する際の負担(時間・コスト)が軽減される可能性がある。
- ✓ 多くの問題が生じているSNSでの問題投稿に対処することが可能になる。
- ✓ 誹謗中傷などインターネット上の権利侵害の減少を期待したい。
- ✓ インターネットを安全に安心して利用できる環境の実現を期待したい。

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
- ⇒ 4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる人権侵害への対策など
7. まとめ・ネット社会の課題

プライバシー等をめぐる動き(1)

✓ GAFA(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)への監視の目

EUや米国を中心にIT巨人に対する規制

- ・個人情報保護 データの流出、GDPRなど規制強化
- ・独占禁止法 データ搾取、データ悪用
- ・デジタル課税 追徴課税など

✓ ネット事業者らに違法コンテンツの削除や広告の適正な表示を義務付ける「デジタルサービス法案(DSA)を可決 (2022年1月)

デジタルサービス法案のポイント

- ・ 差別や児童ポルノなど違法コンテンツの削除を義務付け
- ・ 偽情報の拡散防止を義務付け
- ・ ターゲット広告に利用者データを使われるのを拒否できる仕組みを導入
- ・ 違反企業には年間売上高の最大6%の罰金

プライバシー等をめぐる動き(2)

- ✓ 「ゲーム障害」 世界保健機関(WHO)新たな依存症に認定(2019年5月)

WHOが示したゲーム障害の主な診断基準

- ①ゲームをする時間や頻度を自分でコントロールできない
- ②日常生活でゲームを他よりも優先させる
- ③生活に問題が生じてもゲームを続け、エスカレートさせる

- ✓ SNS投稿に関する多くの利用者の思いとして

誰でも 注目されたい／認められたいという欲求はある

また、他人の楽しそうな投稿に嫉妬する人も

いつでも簡単に発信できるデバイスの進化が拡散などの原因に？

- ✓ ツイッター 誤った情報の投稿は拡散速度が速い

誤った情報のニュースは、正しいニュースより20倍も速く拡散する

(米マサチューセッツ工科大学のチームが、科学雑誌サイエンスに2018年3月に発表)

ネット上には偽の情報があふれており、情報の真偽を見分ける力が大切

ネット社会における「表現の自由」について

日本国憲法 第二十一条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

○ネットの利用は、表現行為そのもの

ブログや各種のSNS、イラストや写真を投稿するときも

○表現の自由には、知る権利の側面も

自由に情報を受けとり、または情報の公開を求める権利も

○表現の自由は重要な権利であるが、無制限の権利ではない

相互にぶつかり合うことを調整する工夫が必要に（公共の福祉）

○表現の自由が制約されるケースは

プライバシー権（私生活に関する情報をみだりに開示されない権利）

- ・ 個人情報ネット上に勝手に記載するとプライバシー侵害に

名誉権（人が社会において評価を保つための権利）

- ・ 表現行為によって、人の社会的評価を低下させる内容を明らかにすると、名誉毀損に（内容が真実であっても名誉毀損は成立する）

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
- ⇒ 5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる人権侵害への対策など
7. まとめ・ネット社会の課題

主なSNSの特徴など

	月間アクティブユーザー	ユーザー層	特徴
LINE	9,000万人 (2億人)	全世代が利用 幅広い	<ul style="list-style-type: none">・メッセージとタイムラインの二つ・スタンプが豊富・トークや通話などモバイル中心
Twitter	4,500万人 (3億2600万人)	20代が多い 平均年齢は35歳	<ul style="list-style-type: none">・リアルタイム性・拡散性の期待・ハッシュタグ
Instagram	3,300万人 (10億人以上)	10代と20代で 半数以上	<ul style="list-style-type: none">・写真メイン・アクティブユーザーが多い・ハッシュタグフォロー可能
Facebook	2,600万人 (29億人)	登録者数は 20~40代の男女	<ul style="list-style-type: none">・多彩なコンテンツ・フォーマルな場・ターゲットの制度高い
TikTok	1,600万人 (10億人)	10代と20代で 半数以上	<ul style="list-style-type: none">・動画メイン(15秒)・コレクション性・画像のアイデア/デザイン性が豊富

(注)公表されている国内・全世界のユーザー数より作成

なぜ SNSを使うのか

多様化するSNSの利用目的

- ✓ 不特定多数と簡単につながる
- ✓ 好きなときに自由に発信できる
- ✓ 伝えることより つながること
- ✓ 絆が深まった（SNSの利用で）
- ✓ 相手を身近に感じることに
- ✓ 非常時の連絡手段として活用

参考：「インフォデミック」に注意

情報の氾濫、社会を混乱

Information + Epidemic (流行、まん延)

大量の情報が社会に影響

善意の投稿も混乱を招く

インフォデミックとは、ネットで噂やデマも含めて大量の情報が氾濫し、現実社会に影響を及ぼす現象のこと。

世界保健機関（WHO）「科学的に根拠のない情報を信じないように」

デマ投稿よりもデマを否定した情報の方が拡散する可能性も

例えば、デマを否定した投稿者は「正しい情報を広めたい」というつもりでも、投稿を見た人が品不足を連想して行動を起こす可能性もある。

（トイレトペーパーの買い占め等）

SNSに投稿する際は、慎重な情報発信を心がけることが重要

フェイクニュースにだまされないためには

- デマやプロパガンダなどの偽情報は、これまでも社会に存在していた。
インターネットの出現により、偽情報をより拡散しやすくした。
 - フェイクニュースが存在しない社会は、ゆがめられた不自然な社会でもある。（強権的な言論統制による社会？）
 - インターネットの特性を知り、適切な使い方・注意の仕方を覚えて身を守ることが重要。
 - ※ 米国の調査によると、自分自身の能力を過大評価する人は、真偽判断能力がむしろ低い傾向。
- 一人一人が己を過信せず、多様な情報源から情報を摂取し、
自分と異なる意見にも耳を傾けることが重要。

参考： 誹謗中傷にあたる行為(可能性のある行為)

名誉毀損罪にあたる行為

公然と事実を摘示して相手の社会的名誉をおとしめる行為

例：「〇〇は前科持ちだ」といった個人のプライバシーに関する情報をSNS上で流す

侮辱罪にあたる行為

事実を摘示せず、公然と人を侮辱した場合など

例：「バカ」「脳なし」など、相手の人格を否定するような内容の投稿

信用毀損・業務妨害罪にあたる行為

事実とは異なる情報を流し、人の信用を失わせた、または業務を妨害した場合

例：「〇〇で売っている食材には異物が混入している」「〇〇は腐った食材を使っている」
等、嘘の情報を投稿

脅迫罪・強要罪にあたる行為

相手を「殺すぞ」といった言葉で脅迫したり、その脅迫によって本来義務のないことを行わせたり、権利の行使を妨害したりする行為

インターネットの特性について

✓匿名性

I Dとパスワードで利用可能、他人になりすましも

✓不特定多数性

見知らぬ者同士が容易に関係を持つことも

✓時間的・地理的な制約はない

瞬時に情報交換が可能で、国境も意味をなさない

✓場所の不要性

物理的な意味での「場所」は不要

✓無痕跡性

物理的な痕跡は残らない

※インターネットは、今までに通用してきた
社会倫理・社会道德とは異なる

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
- ⇒ 6. インターネットによる人権侵害への対策など
7. まとめ・ネット社会の課題

差別の解消をめざした法律

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成28年4月1日施行

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成28年6月3日施行

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

平成28年12月16日施行

現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及など情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

ヘイトスピーチ、許さない。

法務省ホームページを基に作成

■ 「ヘイトスピーチ」って何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月）」より）。例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えんとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならない。

ヘイトスピーチおよび部落差別解消法における地方公共団体の責務

(地方公共団体の責務)

・・・の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備／充実)

国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、・・・相談に的確に応じるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等／教育及び啓発)

国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、・・・教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を

法務省ホームページを基に作成

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

	複数回答（%）
1. 結婚問題で周囲の反対を受けること	40.1%
2. 差別的な言動をされること	27.9%
3. 身元調査をされること	27.6%
4. 就職・職場で不利な扱いを受けること	23.5%
5. インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること	18.7%
6. えせ同和行為がなされること	16.0%

（以下、省略）

インターネット上の人権侵害の調査救済

インターネットの書き込みによる人権侵害について

インターネットの書き込みにより、人権侵害の被害にあわれた場合

まず、最寄りの法務局へ人権相談を

各警視庁等により犯人の処罰を希望される場合

最寄りの警察署、各都道府県警本部の
サイバー犯罪相談窓口等をご案内します

書き込みの削除を希望される場合

法務局職員又は人権擁護委員が
詳しくお話をおうかがいします

相談者ご自身で削除依頼をされる場合

プロバイダ等への削除依頼等の
具体的方法を助言します

相談者ご自身で削除依頼をすることが困難である場合 又は 相談者ご自身で削除依頼をしたが応じてもらえなかった場合

法務局において、当該書き込みの違法性を判断した上で、プロバイダ等へ削除要請をします
(ただし、強制力を伴わない任意の措置にとどまります)

法務局の削除要請にも応じてもらえなかった場合

裁判所に削除の仮処分命令の申立てをする方法をご案内します

(法務局が申立てを代行することはできません。相談者ご自身で申立てをするのが困難であれば、弁護士等に相談していただくことが考えられます。資力の乏しい方は、日本司法支援センター(法テラス)の民事法律扶助(弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え)をご利用いただくことができます。)

部落問題、司法の判断は(被差別部落地名リストの削除等を求める訴訟)

これまでの経緯:

- 2016年2月 出版社は「全国部落調査」を復刻出版して販売すると告知
ネット上に地名リストをアップ
- 2016年3月 部落解放同盟の申し立てを受け、横浜地裁などが出版禁止やリスト削除を命じる仮処分を決定
- 2016年4月 部落解放同盟は出版社を提訴
「日本社会には被差別部落出身者を忌避する感情が残っている。
地名リストの出版やネット掲載が差別を助長し、プライバシー権や名誉権、
「差別されない権利」を侵害する。」と主張

※ 部落問題は、行政用語では同和問題と呼ばれ、「日本社会に形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部集団が基本的人権を侵害されている社会問題」と定義
差別の具体例:

身分の賤称(せんしょう)による侮蔑、偏見や嫌悪により交際を拒み婚約を破棄するなどの行動、就職・教育の機会均等が実質的に保証されないこと

東京地裁の判決:

2021年9月27日 東京地裁で訴訟の判決

- ・原告は「身元調査で差別助長」と主張。 被告は「学問の自由を侵害する」と反論。
- ・東京地裁は、「リスト掲載はプライバシー侵害で違法」と判断

インターネットを悪用した人権侵害の特徴

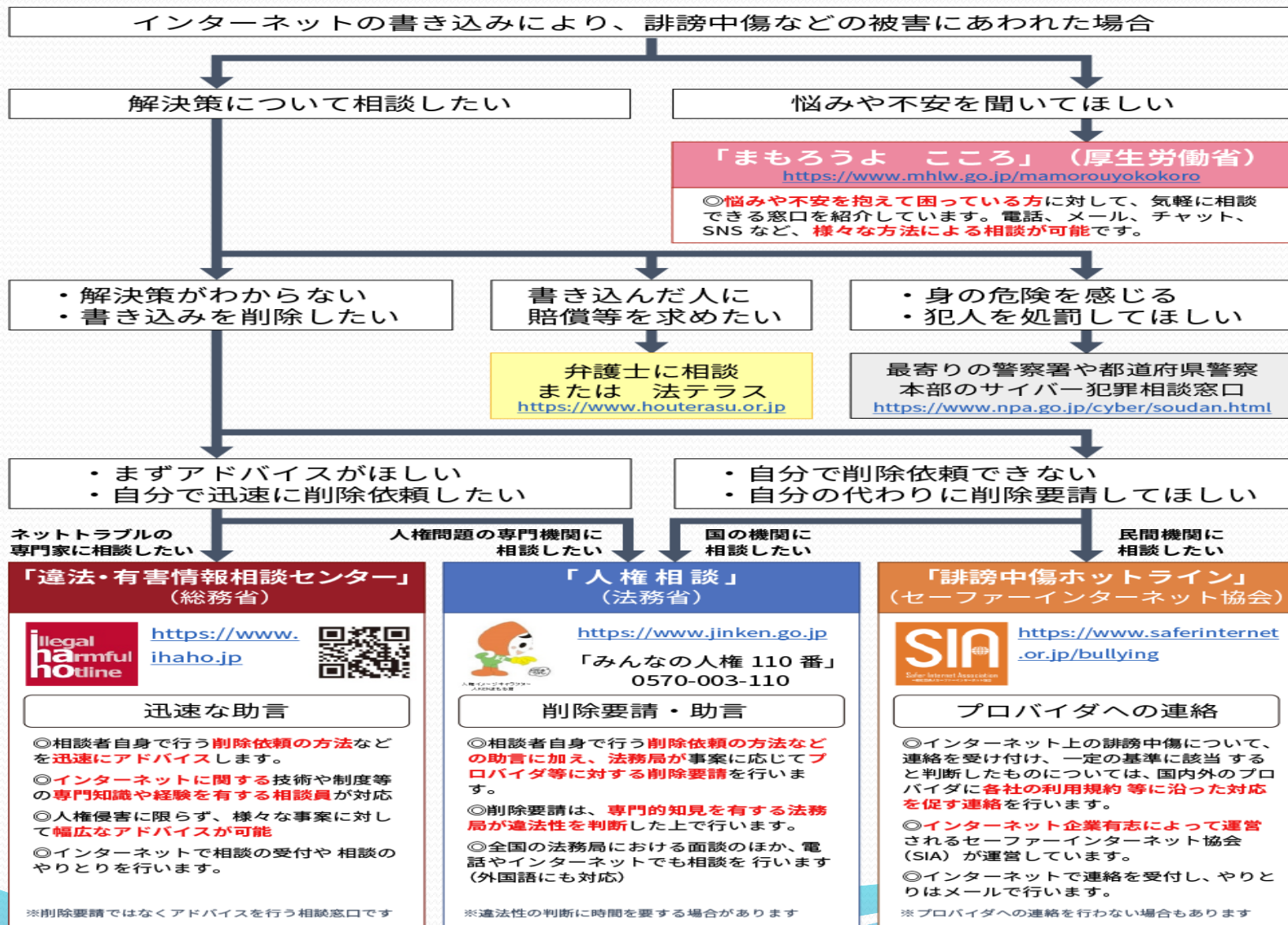
- ✓加害の容易性 誰でも、簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、複製・画像等の合成も簡単にできる。
- ✓匿名性 匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになりやすい。被害者自身がすぐに加害者を特定することが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
- ✓被害の急速拡散性 いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能に。内容が別サイトに次々とコピー、転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がることも。
- ✓被害の回復困難性 情報の発信者・サイト管理者が特定できず、削除が困難な場合がある。

(出典：公益財団法人 人権教育啓発推進センター 人権ポケットブック⑪)

ネット関連の主な相談窓口

- 警察庁 インターネット安全・安心相談
- 各都道府県相談(サイバー犯罪)
- 文部科学省 「24時間いじめ相談ダイヤル」
- 法務省 人権相談(みんなの人権110番等)
- 国民生活センター
- 違法・有害情報相談センター
- セーフライン／一般社団法人セーフアーインターネット協会
- インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内 (総務省作成資料)



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

目次

1. ネットの現状と誹謗中傷
2. インターネット上の違法・有害情報対策の取り組み
3. プロバイダ責任制限法・関係ガイドラインについて
4. プライバシー等をめぐる動きなど
5. SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)について
6. インターネットによる人権侵害への対策など

⇒ 7. まとめ・ネット社会の課題

平成の30年 ネットの発達が社会を劇的に変えた

- インターネットは、悪事をたくらむ者たちにとっても便利なツール
- インターネットが関係する犯罪は急激に増加
- 被害者の顔が見えないため罪悪感を抱かない
- また、匿名性が高いため「ばれない」と思い込む
- 一般の人たちは、会ったこともない相手を信用してしまうことも

**結果として、誹謗中傷や人権侵害なども増加
ネットの普及は犯罪を行う敷居を低くした**

ネット上で問題となる書き込みが行われた時には。。。

○ネット上でプライバシー侵害・名誉毀損などの被害に

- プロバイダ責任制限法※、および関係ガイドラインをふまえた書き込み情報の削除／発信者情報開示請求 が可能

※プロバイダ責任制限法とは、インターネット上で名誉毀損や著作権侵害などの問題が生じた際の、プロバイダや掲示板管理者に問われる責任を規定した法律

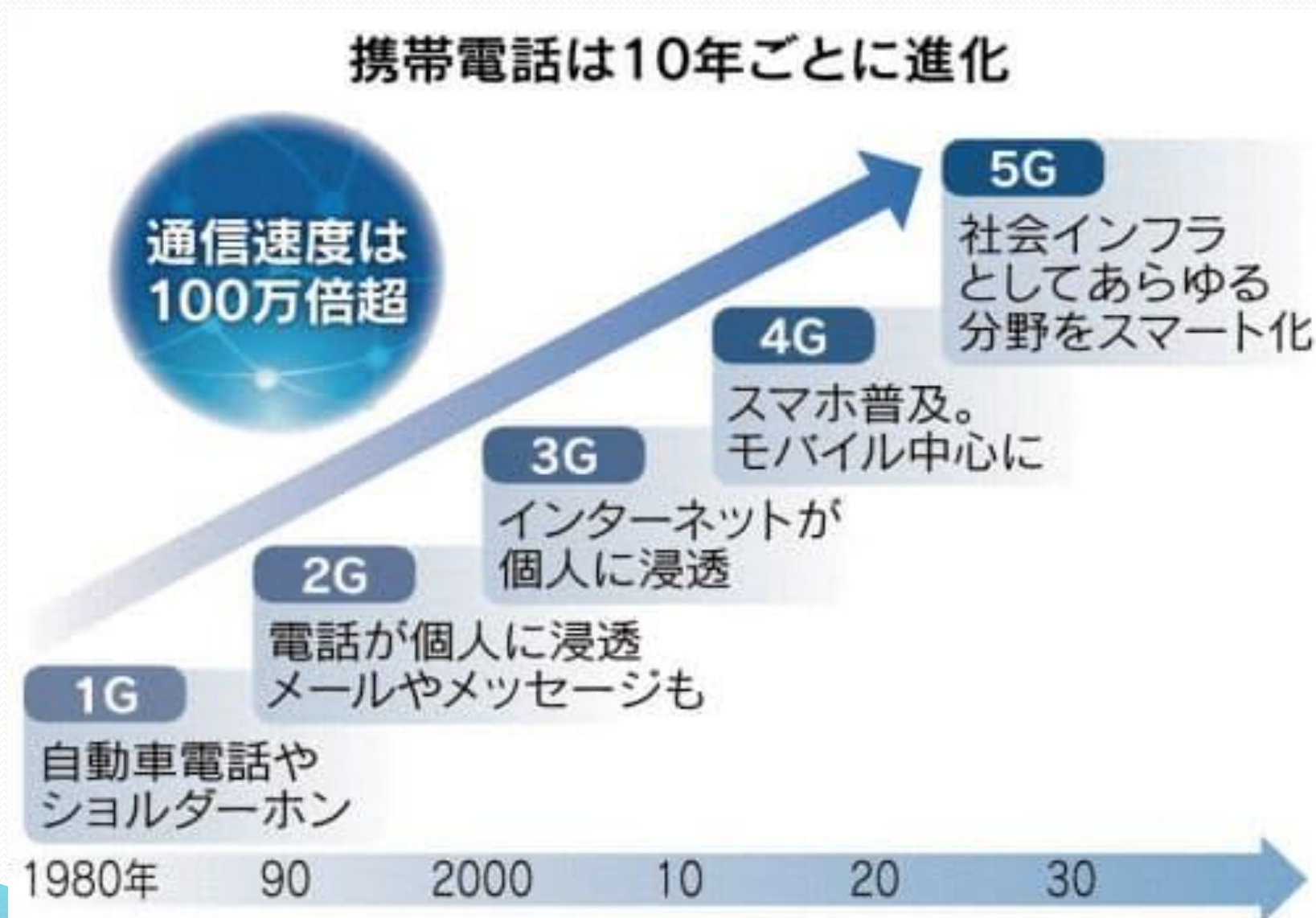
○ネット上にわいせつ情報などの違法情報が書き込まれた

- プロバイダ等に違法情報の削除を求めることが可能
(「違法情報への対応ガイドライン」にもとづく対応)

○ネット上に誹謗中傷などの書き込みが行われた

- プロバイダ等に書かれた情報の削除を求めることが可能
(事業者の「契約約款」にもとづく対応)

携帯電話・スマートフォンの進化



ソーシャルメディアの浸透と影の部分の拡大

- ソーシャルメディアの浸透は、個人の発信力を高めるとともに、不確かな情報や先導的な書き込みが一気に拡散する危うさをもたらした。
- フェイスブック、ツイッターなど世界で膨大なユーザーを抱えるSNSの拡大は、世論形成に大きな影響を及ぼしている。これまで発信力を持たなかった人々がSNSを通じて声を上げ、社会の連帯を叫ぶ。
- 一方で、ソーシャルメディアに流れる情報は玉石混交だ。
その社会的影響力が大きくなるにつれ、光だけでなく影の部分も目立つように。
SNSによる誹謗中傷や偽情報の拡散、権力者による乱用などの問題だ。
- 先の見えない不安の時代。
人々の不安につけこむかのように偽情報も氾濫する。

これからのネット社会を生きて行くには

- I o T、ビッグデータ、A I、I o B、
ディープラーニング、ロボット、
V R（仮想現実）、A R（拡張現実）、
ウェアラブルデバイス、自動運転、フィンテック、
2045年問題（シンギュラリティ）

- インターネットを使える者と使えない者の間には、情報格差など、さまざまな格差がある。
 - ・ ・ ・ 個人の努力だけでは解決できない。

- ネット社会において、日本の子どもたちが／大人が／高齢者が新しい技術・サービスを活用できるか？

(最後に) ネット社会の課題

ネット社会の進展は、さらに加速している

ネット社会の課題として

個人情報への漏えい／ネット上の誹謗・中傷、人権侵害／
SNSの炎上／フェイクニュースの氾濫／
ネットを使った犯罪／サイバー戦争．．．

そして、情報の偏りも

好きなものだけ／自分の好みに合うものだけ見たがる／
同じ価値観の人と群れたがる／
他者に対する無理解・不寛容を招く可能性も

ネット社会（情報化社会）の在り方が問われている